

弔慰金・家族弔慰金について

(1) 支給条件

組合員または被扶養者が、火災事故などの非常災害によって死亡した場合。

(2) 支給対象

ア 弔慰金

組合員の遺族

イ 家族弔慰金

組合員

(3) 支給金額

ア 弔慰金

標準報酬月額

イ 家族弔慰金

標準報酬月額×70／100

(4) 提出書類

ア 弔慰金・家族弔慰金請求書（給付様式第 11-2 号）

イ 市区町村長又は警察署長の証明書（請求書の証明欄に証明者印があれば省略可）

ウ 遺族（相続人）届出書（弔慰金を請求する場合）（給付様式第 5-2 号）

(5) 請求に当たっての留意事項

証明書の「死亡原因」欄は、災害給付の性格上、非常災害による死亡であることが確認できるよう具体的に記入してください。